

2012年11月吉日

JGAP関係者 各位

特定非営利活動法人日本GAP協会
JGAP開発部

「団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン」
につきまして

拝啓

貴下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

JGAPにおける残留農薬検査に関し、新しく「団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン」が発行されました。このガイドラインは、団体において残留農薬検査を行う農場の選び方を定めたものとなります。このガイドラインの利用につきましては下記の通りとなりますのでご確認いただけますようお願い申し上げます。

「団体事務局用 管理点と適合基準 2012」を使った審査の場合、原則として新しいガイドラインが適用されますが、農場用管理点と適合基準が穀物2.1版、日本緑茶1版の場合はそれぞれの有効期限まで各版に付属している残留農薬検査ガイドラインが適用されます。

「団体事務局用 管理点と適合基準 第2.2版」を使った審査の場合、これまでの残留農薬検査ガイドラインが適用されます。但し、団体第2.2版による初回審査・更新審査は2013年5月31日までとなっております。

「団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン」およびこのガイドラインを巻末に掲載した「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 2012」、旧ガイドラインを巻末に掲載した「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 第2.2版」は日本GAP協会ウェブサイトから入手可能です。下記アドレスからダウンロードをお願いします。

http://jgap.jp/LB_01/index.html

敬具

<皆様へのお願い>

本状がFAXで届いている方は、日本GAP協会にメールアドレスが未登録です。登録される場合は、「メールアドレス登録」と記載の上、info@jgap.jpにメール送付ください。

----- 特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本GAP協会 -----
〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4階
TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113